

各所属所長 様

一般財団法人愛媛県教職員互助会
理事長 大島 修一
(公印省略)

貸付利率の引き下げについて

平成 29 年 3 月 21 日開催の理事会で「一般財団法人愛媛県教職員互助会給付及び貸付規程」の一部改正が決議され下記の事項が改正となりましたので、ご周知の程よろしくお願
いします。

記

- 1 改正事項 貸付利率の改正
改正前 年利 1.80% (月利 0.15%)
改正後 年利 1.68% (月利 0.14%)
- 2 適 用 一般貸付け、結婚貸付け及び特別貸付け（住宅取得貸付け・災害復旧貸付
け）の新規及び現在償還中の貸付けに対して適用する。
- 3 施 行 平成 29 年 4 月 1 日
- 4 そ の 他 育児休業で償還猶予中の場合、猶予期間中において平成 29 年 4 月 1 日
前に係る利息分は変更前の月利 0.15%で算出することとなります。

※現在貸付け償還中の会員に対して、利息変更後の貸付け台帳の写しを同封しておりま
す。該当者にお渡しく下さい。

○一般財団法人愛媛県教職員互助会給付及び貸付規程抜粋

第 27 条 貸付金の利息は、1 月につき 0.48 パーセントとする。

附 則 (47.3.2)

- 1 省略
- 2 省略
- 3 貸付金の利息は、第 27 条の規定にかかわらず、平成 29 年 4 月 1 日から
当分の間、1 月につき 0.14 パーセントとする。

各所属所長 様

一般財団法人愛媛県教職員互助会
理事長 井上 正

貸付利率の引き下げについて

平成 27 年 3 月 19 日及び 23 日開催の理事会及び評議員会で「一般財団法人愛媛県教職員互助会給付及び貸付規程」の一部改正が決議、承認され下記の事項が改正となりましたので、ご周知の程よろしくお願ひします。

記

- 改正事項 貸付利率の改正
改正前 年利 2.16% (月利 0.18%)
改正後 年利 1.8% (月利 0.15%)
- 適用 一般貸付け、結婚貸付け及び特別貸付け（住宅取得貸付け・災害復旧貸付け）の新規及び現在償還中の貸付けに対して適用する。
- 施行 平成 27 年 4 月 1 日
- その他 育児休業で償還猶予中の場合、猶予期間中において平成 27 年 4 月 1 日以前に係る利息分は変更前の月利 0.18% で算出することとなります。

※現在貸付け償還中の会員に対して、利息変更後の貸付け台帳の写しを同封しておりません。該当者にお渡しく下さい。

○一般財団法人愛媛県教職員互助会給付及び貸付規程抜粋

第 27 条 貸付金の利息は、1 月につき 0.48 パーセントとする。

附 則 (47.3.2)

4 省略

5 省略

6 貸付金の利息は、第 27 条の規定にかかわらず、平成 27 年 4 月 1 日から当分の間、1 月につき 0.15 パーセントとする。

【参考】

○互助会の貸付利率は本則年利 5.76%（月利 0.48%）であるが、市場金利に鑑みて、また、公立学校共済組合の貸付利率に準じ、理事会の承認を経て逐次引き下げ、平成 11 年からは年利 2.16%（月利 0.18%）で推移している。また、互助会の貸付けは（基本通達・法人税法）15-1-15 によって、一定の条件を満たせば金銭貸付業に該当しない共済貸付けとして取り扱われているが、この度その条件である、租税特別措置法（昭和 32 年 3 月 31 日法律第 26 号）第 93 条第 2 項に規定する特例基準割合が当互助会の貸付利率より下回ったことで互助会の貸付事業が金銭貸付業に該当し、それによって収益事業となり利息に対して法人税が課せられることとなる。よって互助会の貸付利率を特例基準割合に連動し変更（上限は本則である年利 5.76%）することに貸付規程を整備し、これにより互助会は非営利型法人として現在の事業が継続できる。